

# 客引き・スカウト禁止!

この条例による規制の対象となる行為（客引き行為等をさせることを含む）

## 1 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為



## 2 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



## 3 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為（いわゆるスカウト行為）



## 4 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



## 5 客引き行為等をさせること 客引きを用いた営業

事業者が、禁止区域で客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはなりません。



この条例による規制の対象とならない行為（相手を特定しない広報、宣伝、集客等）

- 不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする宣伝行為は、規制の対象外となります。
- 店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼び掛ける行為も規制の対象外となります。

